

入札公告

令和8年10月1日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市長 松井 一 實

1 調達内容

(1) 調達件名

中央公園ファミリープールエリア（仮称）再整備・管理運営事業

(2) 履行の内容等

入札説明書及び要求水準書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和34年3月31日まで

(4) 履行期間

前記(3)に同じ。

(5) 履行場所

広島市中区基町4番

(6) 入札方法

ア 入札金額は、総価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 本件に係る入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札の方法により行うので、提案に係る書類を入札書と同時に提出すること。

(7) 入札区分

本件に係る入札は、広島市電子入札システムを利用しない紙による入札とする。

2 競争入札参加資格

次に掲げる競争入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 入札等参加者の構成等

入札等参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札等参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務並びに運営業務を実施する者（以下「維持管理・運営企業」という。）を構成員とするグループ（以下「グループ」という。）とする。

イ 上記アの構成員以外に、上記業務や関連する業務等を行う企業を、必要に応じて協力員としてグループに含めることができる。協力員として登録する者は、本件入札において他のグループの協力員として重複して参画してはならない。重複が確認された場合は、当該グループの提案を無効とする。

ウ 「(2) 入札等参加者の資格要件」を満たす者は、本事業の複数の業務を実施すること及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することができるものとする。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資金的関係若しくは人的関係（詳細は後記(4)参照。以下同じ。）のある者が兼ねてはならない。

エ 本事業に参加するグループは、あらかじめグループの代表企業を定め、代表企業が必ず入札参加資格確認の申請及び入札手続を行うこと。また、グループの代表企業は、落札者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への書類提出及び本市からの通知等の受理については、原則として全てグループの代表企業が行う。グループの代表企業は事業期間中、原則統一するが、工事完了後、維持管理運営を開始する段階において、別の構成員に交代することは可能とする。この場合、新たな代表企業及び構成員の名称を事業提案書に明記すること。なお、本事業を実施するための特別目的会社（SPC）の設立は必須としない。

オ 入札等参加者の構成員は、他の入札等参加者の構成員になることはできない。

カ 入札等参加者の構成員のいずれかと資金的関係又は人的関係のある者が、他の入札等参加者の構成員になることはできない。

(2) 入札等参加者の資格要件

ア 共通の参加資格

入札等参加者の構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(7) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当する者でないこと。

(4) この入札の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者若しくは本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）又は広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(9) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(4) 建設企業にあっては、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入義務の履行及び納付義務の履行を確認できる者であること（ただし、各保険への加入義務の適用を受けない者は除く。）。

(4) 広島市建設工事競争入札取扱要綱第28条第3号イからオまで及び第5号アの規定する次のいずれにも該当していないこと。

a 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(3号イ)

b 企業実態調査実施要領に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者(3号ウ)

c 1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書

を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(3号エ)

- d 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(3号オ)
- e 本件工事に対応する工種の工事について、広島市請負工事成績評定要領に基づく前年完成工事平均成績(1月から3月までの間は前々年完成工事平均成績とし、グループ経審又は持株会社化経審を受けた企業集団に属する有資格業者が複数である場合は、それら有資格業者の平均成績とする。)が60点未満である者(5号ア)
- (h) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱第28条第2号イからオまでの規定する次のいずれにも該当していないこと。
- a 法令等に抵触するおそれのある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であり、本市の契約の相手方とすることにより市民の信頼を損ねると認められる者(2号イ)
- b 企業実態調査実施要領(平成11年4月1日施行)に基づく実態調査に関し、本市の契約の相手方として不適当であると認められる者(2号ウ)
- c 参加資格確認日の前1か月以内に、正当な理由がなく入札参加資格確認申請書を提出しなかったことにより入札無効となった者及び正当な理由がなく不備のある入札参加資格確認申請書を提出したことにより入札無効となった者(2号エ)
- d 本市に対する債務の履行の見込みがないと認められる者(2号オ)
- (h) 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法又は民事再生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可又は再生手続開始若しくは再生計画認可の決定がなされた者で、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (i) 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実又は銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者でないこと。
- (h) 本事業の公募に係る支援業務の受託者及びその協力関係にある者(以下「受託者等」という。)又は当該受託者等と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

※ 受注者等は、次に掲げるとおりである。

- ・合同会社 デロイトトーマツ 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
- ・阪急コンストラクション・マネジメント株式会社 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号
- ・シティユーワ法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル
- ・T L x T 合同会社 東京都千代田区神田神保町一丁目15 木下第二ビル402

なお、今後、別の支援業務を委託することから、当該業務の受託者等についても同様とし、当該業務の受託者等については、本市ホームページにて公表する。

- (d) 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の委員又は委員が所属する企業と資本的関係又は人的関係がある者でないこと。なお、入札公告日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

イ 個別の参加資格

入札等参加者の構成員である設計企業、建設企業、工事監理企業及び維持管理・運営企業は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たす者でなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとするが、工事監理企業は、本事業の建設企業ではないこと又は本事業の建設企業と資本的関係若しくは人的関係がある者でないこと。

(f) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、c から e までについてはいずれかの企業が要件を満たすこと。

a 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。

b 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記5(9)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、「(イ) 建設企業」の「a 建築工事」の全ての要件を満たす建築工事を担当する建設企業が設計業務を担う場合、この限りではない。

c 平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡し完了した、延べ面積が1,400㎡以上の建物新築工事又は増築工事(いずれも鉄骨造り(軽量鉄骨造りを除く。)、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。)の設計業務の実績を有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

d 平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡し完了した、水泳又は遊泳利用に供することを目的とした屋内プール又は屋外プールの新築工事の設計業務の実績を有すること。ただし、設計共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

e 管理技術者及び照査技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用が必要)があり、「(3) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を本事業の建設業務が完了するまでの期間を通して配置できること。また、管理技術者は事業期間のうち設計期間中(全ての実施設計図書の確認が完了するまで)は専任で配置できること。

(i) 建設企業

建設企業は、次に定める「建築工事」、「電気工事」、「管工事」の全ての工種における全ての要件を満たすこと。

建設企業において、共同企業体を構成する場合を特定建設工事共同企業体という。

建設企業は、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体企業とする。

特定JVの場合は分担施工方式によるものとし、建築工事に限り共同施工方式による共同企業体とすることができる。また、特定JVの代表企業は建築工事を担当する者とし、構成員数等は次のとおりとする。

（分担施工方式のみによる場合）

構成員数

- ・特定JVの構成員数は2者又は3者とする。

（建築工事を共同施工方式にする場合）

構成員数

- ・特定JVの構成員数は5者までとする。
- ・建築工事の構成員数は2者又は3者とする。
- ・電気工事及び管工事の共同施工方式は認めない。

建築工事の構成員の出資割合

- ・代表となる構成員の出資比率が最大であること。
- ・構成員が2者の場合、出資比率は30%以上であること。
- ・構成員が3者の場合、出資比率は20%以上であること。

特定JVの場合は、特定JVの代表企業が監理技術者及び現場代理人を配置できること。

a 建築工事

建築工事を担当する建設企業は、次の全ての要件を満たすこと。ただし、特定JVの場合、(c)の要件は特定JVの代表企業が満たすこととし、(e)の要件はいずれかの企業が満たせばよい。

- 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が「建築一式工事」で認定されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記5(9)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。
- 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が900点以上の者であること。
- 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が1,200点以上の者であること。
- 平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡し完了した、延べ面積が2,200㎡以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く。）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の施工実績を有すること。なお、特定JV

の場合の施工実績は、特定JVの代表企業は延べ面積が1,400㎡以上、代表企業以外の構成員は延べ面積が850㎡以上とし、代表企業以外の構成員が2者の場合、施工実績の延べ面積は、その2者の合計値が満たしていればよい。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が20%以上のものに限る。

- 平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡し完了した、水泳又は遊泳利用に供することを目的とした屋内プール又は屋外プールの新築工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合20%以上のものに限る。
- 主任技術者又は監理技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）があり、「(3) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を専任で配置できること（本体工事の施工に着手するまでの期間（本体工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事などが開始されるまでの間）はこの限りではない。）。
- 現場代理人は、当該工事現場に常駐させることができる者とし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係があるものを配置できること。なお、現場代理人と監理技術者は兼ねることができる。

b 電気工事

電気工事を担当する建設企業は、次の全ての要件を満たすこと。

- 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が「電気工事」で認定されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記5(9)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。
- 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。
- 技術者について、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）があり、「(3) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を配置できること。

c 管工事

管工事を担当する建設企業は、次の全ての要件を満たすこと。

- 令和7・8年度広島市建設工事競争入札参加資格者として、工事の種類が「管工事」で認定されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記5(9)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

(b) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出日において、1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の27及び第27条の29の規定による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の管工事の総合評定値が1,000点以上の者であること。

(c) 技術者について、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）があり、「(3) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を配置できること。

(f) 工事監理企業

工事監理企業は、次の全ての要件を満たすこと。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、c から e までについてはいずれかの企業が要件を満たすこと。

a 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

b 令和7・8年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者として、業務の種類が建築関係建設コンサルタント業務の登録種目「建築一般」に登録されていること。当該資格を有していない者で、本件入札に参加する者は、後記5(9)のとおり当該資格の認定を受けていなければならない。

c 平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡し完了した、延べ面積が1,400㎡以上の建物新築工事又は増築工事（いずれも鉄骨造り（軽量鉄骨造りを除く）、鉄筋コンクリート造り又は鉄骨鉄筋コンクリート造りに限る。）の工事監理業務の実績を有すること。ただし、工事監理共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

d 平成23年4月1日以降に元請として完成・引き渡し完了した水泳又は遊泳利用に供することを目的とした屋内プール又は屋外プールの新築工事の工事監理業務の実績を有すること。ただし、工事監理共同体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。

e 管理技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用が必要）があり、「(3) 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を建設業務の期間中に専任で配置できること。

(g) 維持管理・運営企業

維持管理・運営企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の企業で共同して維持管理業務及び運営業務を実施する場合、d についてはいずれかの企業が要件を満たすこと。

a 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている者でないこと。

b 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している者でないこと。

c 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受

けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過していない者でないこと（ただし、不可抗力による場合を除く。）。

d 平成23年4月1日以降に、水泳又は遊泳利用に供することを目的とした常設のプール事業等に係る運営実績を有すること。

(3) 配置予定技術者の資格

配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、特記無き限り、複数業務の兼任及び建設企業に属する者が工事監理業務を行うことは認めない。

ア 管理技術者（基本設計・実施設計）の資格

管理技術者は、次に掲げる(7)及び(4)の要件を満たすこと。

(7) 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

(4) 「(2) 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(7) 設計企業」のcに掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日及び規模の数値は求めない。）。

イ 照査技術者（基本設計・実施設計）の資格

照査技術者は、次に掲げる(7)及び(4)の要件を満たすこと。

(7) 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

(4) 「(2) 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(7) 設計企業」のcに掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日及び規模の数値は求めない。）。

ウ 管理技術者（工事監理）の資格

管理技術者（工事監理）は、次に掲げる(7)及び(4)の要件を満たすこと。

(7) 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

(4) 「(2) 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(7) 工事監理企業」のcに掲げる業務と同じ業務経験を有していること（ただし、業務完了年月日及び規模の数値は求めない。）。

エ 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（意匠））の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（意匠））は、次に掲げる(7)の要件を満たすこと。

(7) 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものを配置できること。

オ 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（構造））の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（建築（構造））は、次に掲げる(7)の要件を満たすこと。

(7) 建築士法第2条第2項の規定に基づく一級建築士又は建築士法第10条の2第1項の規定に基づく構造設計一級建築士の資格を有するものを配置できること。

カ 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（電気設備）の資格

設計業務及び工事監理業務の担当技術者（電気設備）は、次

に掲げる(7)の要件を満たすこと。

(7) 建築士法第10条の3第2項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有するものを配置できること。

キ 設計業務及び工事監理業務の担当技術者（機械設備）の資格
設計業務及び工事監理業務の担当技術者（機械設備）は、次に掲げる(7)の要件を満たすこと。

(7) 建築士法第10条の3第2項の規定に基づく設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18の規定に基づく建築設備士の資格を有するものを配置できること。

ク 主任技術者又は監理技術者等の資格

建設企業の建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者は、それぞれ次に掲げる(7)及び(イ)の要件を満たすこと。なお、当該主任技術者又は監理技術者は、現場代理人を兼任することができる。

(7) 建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、技術者は、建設業法第26条第1項から第5項（第3項ただし書及び第4項を除く。）までに規定するものとする。なお、本事業は特例監理技術者（同法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置は認めない。

(イ) 「(2) 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(イ) 建設企業」の「a 建築工事」の(d)に掲げる工事と同じ施工経験を有していること（ただし、工事完了年月日、工事の規模などの数値は求めない。）。

共同企業体の場合は、各構成員が、当該工事に対応する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。監理技術者を配置するときは、共同企業体の代表者は必ず監理技術者が配置できること。なお、電気工事業及び管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者については、兼任を認める。

単体企業の場合は、当該工事に対応する電気工事業及び管工事業に係る国家資格を有する担当技術者を配置できること。ただし、電気工事業又は管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を配置する場合は、当該担当技術者の配置を要しない。なお、電気工事業及び管工事業に係る技術者については、兼任を認める。

上記の建設企業の技術者については、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前3か月以上の雇用期間が必要）があるものであること。

ケ 現場代理人

現場代理人は、「(2) 入札等参加者の資格要件」の「イ 個別の参加資格」の「(イ) 建設企業」の「a 建築工事」の(g)の規定による。

(4) 資本的関係及び人的関係

本事業の入札参加の資格要件に関わる資本的関係及び人的関係は次のとおりである。

ア 資本的関係に関する事項

(7) 親会社等と子会社等

(イ) 親会社等が同一である子会社等

イ 人的関係に関する事項

(7) 代表権を有する者が同一である会社等

(イ) 役員等に兼任がある会社等

(7) 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

(5) その他は、入札説明書による。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

本市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和8年度案件（市長部局）」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和9年3月16日（火）までの日（広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局緑化推進部公園整備課公園企画調整担当

電話 082-504-2860（直通）

(2) 入札書、入札説明書等の交付方法

本市のホームページ（前記(1)に記載のとおり。）からダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 契約条項、入札説明書等に関する問合せ先

前記(1)イに同じ。

(4) 入札書等の提出方法

ア 持参又は郵送（配達証明付書留郵便）により提出すること。

イ 提出期間等

(7) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間

令和9年3月15日（月）の午前8時30分から午後5時まで及び3月16日（火）の午前8時30分から午後3時まで

b 提出場所

前記(1)イに同じ。

(イ) 郵送（配達証明付書留郵便）による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間

入札公告の日から令和9年3月16日（火）の午後3時まで（必着）

b 提出場所

前記(1)イに同じ。

(5) 入札等内訳書の提出方法

入札等参加者は、入札書及び価格提案書に記載する金額の算定根拠となった入札等内訳書を作成し、入札書及び価格提案書と同時に提出しなければならない。入札等内訳書の提出がない場合は、

落札者となることができない。 (6) 入札回数 入札回数は、1 回限りとする。 (7) 開札の日時及び場所 ア 日時 令和 9 年 3 月 1 7 日（水）午前 1 0 時 イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号 広島市役所本庁舎 1 4 階第 2 会議室 4 総合評価に関する事項 (1) 落札者の決定方法 落札者の決定に当たっては、「広島市公共施設整備等事業者選定審議会（ファミリープールエリア再整備・管理運営事業者選定部会）」において、総合評価の方法によって審査の上、採点し、得られた総合的な得点の最も高い者を落札者とする。 (2) 総合評価の方法及び評価項目 落札者決定基準による。 (3) 得点配分 提案評価：8 4 4 点 価格：2 0 0 点 総合評価：1, 0 4 4 点 5 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。 (2) 入札保証金 免除。ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規則第 2 条の規定により競争入札参加資格の取消しを行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額（1 0 0 分の 5 の額）の損害賠償金を請求する。 (3) 入札者に求められる義務 この一般競争入札に参加を希望する者は、前記 2 に掲げる事項について説明する書類（以下「資格確認申請書等」という。）を令和 8 年 1 2 月 1 1 日（金）までに前記 3(1)イの場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本市から資格確認申請書等に関し、説明を求められた場合、これに応じなければならない。詳細は、入札説明書による。 (4) 入札の無効 次に掲げる入札は、無効とする。 ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記 2 の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札（共同企業体にあつては、その構成員のいずれかがこれらに該当したものが行った入札等を含む。） イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 ウ 入札金額を訂正したもの エ 予定価格、上限額を上回る額の入札 オ その他規則第 8 条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第 1 号の押印に代えて署名したものを除く。） カ 「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成 7 年広島市規則第 1 3 2 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は競争入札参加資格を有すると認められな	ったときにおける入札 (5) 契約保証金 契約を締結する場合において、設計・建設等請負工事契約については契約締結日までに契約金額の 1 0 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、契約保証金の免除要件に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。詳細は、入札説明書による。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 入札の中止等 本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。 (8) 広島市議会の議決の要否 要 (9) 広島市競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 前記 2(2)イで個別の参加資格要件として定める本市の入札参加資格を有していない者が、本件入札に参加するためには、次のとおり申請書等を提出し、開札の時までに当該競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。 (10) その他 詳細は、入札説明書による。 6 Summary (1) Nature of service to be procured: Redevelopment, management, and operation of the Chuo Park Family Pool Area (tentative) (2) Fulfillment period: From conclusion of the contract through March 31, 2052 (3) Fulfillment locations: 4 Moto-machi, Naka-ku, Hiroshima City (4) Tender submission deadline: 3:00 pm, Tuesday, March 16, 2027 (5) Contact point: Park Planning and Coordination Section Park Development Division Greenery Promotion Department Urban Development Bureau The City of Hiroshima 1-6-34 Kokutaiji-machi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8586 Japan Tel: 082-504-2860
---	--